大阪府	大阪市	
	堺市	ホ
	岸和田市	
	吹田市	
	茨木市	
	八尾市	
	泉佐野市	
	河内長野市	
	柏原市	ホ
	羽曳野市	ヘ
	東大阪市	
兵庫県	神戸市	
	姫路市	
	尼崎市	
	明石市	ヘ
	伊丹市	ホ
	豊岡市	イ
	西脇市	ロ
	高砂市	ハ
	宍粟市	ニ
奈良県	桜井市	ホ
	香芝市	ヘ
	北葛城郡広陵町	ニ
	北葛城郡河合町	イ
和歌山県	和歌山市	
	海南市	ハ
	田辺市	ロ
	伊都郡かつらぎ町	ヘ
	有田郡湯浅町	ホ

鳥取県	鳥取市	
	八頭郡智頭町	
島根県	松江市	イ
	出雲市	ニ
	大田市	
岡山県	岡山市	
	総社市	
広島県	広島市	
	呉市	
	福山市	
	三次市	
山口県	岩国市	
	柳井市	ニ
	周南市	イ
徳島県	小松島市	ヘ
	三好市	ホ
	海部郡牟岐町	ハ
	三好郡東みよし町	ロ
香川県	高松市	
	坂出市	イ
	観音寺市	ニ
愛媛県	松山市	
	西条市	
	四国中央市	
高知県	高知市	
	宿毛市	ホ
	香美市	ヘ
福岡県	北九州市	
	福岡市	
	直方市	

	鞍手郡鞍手町	ヘ
佐賀県	京都郡苅田町	ホ
	佐賀市	イ
	唐津市	ニ
	伊万里市	ロ
	嬉野市	ハ
長崎県	長崎市	
	佐世保市	ホ
	島原市	イ
	諫早市	ヘ
	大村市	ニ
熊本県	熊本市	ハ
	八代市	ロ
	人吉市	
	阿蘇郡高森町	ホ
	球磨郡あさぎり町	ヘ
大分県	大分市	
	日田市	ニ
	杵築市	イ
宮崎県	宮崎市	ホ
	都城市	ヘ
	日南市	ハ
	串間市	ロ
鹿児島県	鹿児島市	ロ
	鹿屋市	ハ
	志布志市	
	薩摩郡さつま町	ニ
	曽於郡大崎町	イ

沖縄県	那覇市	
	宜野湾市	ヘ
	浦添市	イ
	名護市	ホ
	糸満市	イ
	沖縄市	
	豊見城市	ニ
	うるま市	ニ
	中頭郡読谷村	ヘ
	中頭郡嘉手納町	ハ
	島尻郡与那原町	ロ
	島尻郡南風原町	ホ

（注）一　個人企業経済調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる平成二十六年十二月十八日現在における名称及び区域によるものとする。

二　この表に掲げる市町村のうち、期間欄に記載のある区域は、調査地域とする期間を、その記載の区分に応じ、次のとおり限定する。

「イ」とあるもの　平成二十七年四月一日から同年十二月三十一日まで

「ロ」とあるもの　平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日まで

「ハ」とあるもの　平成二十七年四月一日から同年九月三十日まで

「ニ」とあるもの　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日まで

「ホ」とあるもの　平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで

「ヘ」とあるもの　平成二十七年四月一日から同年六月三十日まで